

賛助会員規約

一般社団法人舞台芸術制作室無色透明(以下「当法人」と称し、賛助会員規約を以下の通り定めます。

第1条(目的)

当法人は、広島における地域文化の活性化と、芸術のある暮らしを普及することを目的とし、活動します。本規約は、賛助会員との間に賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条(会員の定義)

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、法人活動を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体の会員をいう。

第3条(賛助会員の種別)

賛助会員の種別は、個人会員、団体・法人会員の2種類とする。

第4条(議決権)

賛助会員は、当法人の総会における議決権は持たない。

第5条(入会)

当法人への賛助会員入会に当たっては、本規約を承認のうえ、別に定める入会申込書により当法人に申し込むものとする。当法人は、入会申込時に届出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽のものがあった場合や、入会申込書に公序に反する行為があった場合等、当法人が入会を不相当と判断した場合には入会申込を承認しないことがある。なお、入会申込時に会費を納入し、その後、当法人が入会を承認しなかった場合、納入した会費は全額返金するものとする。

第6条(届出事項の変更)

賛助会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届出るものとし、それ以後も同様とする。

第7条(会費)

賛助会員は、年会費として、毎年以下の金額を支払うものとする。

個人会員 年会費 1口 3,000 円

団体・法人会員 年会費 1口 5,000 円

会費は、初年度入会申込時に支払うこととし、次年度以降は当法人発行の請求書による支払いと

する。

第8条(賛助会員資格の有効期間)

- 1 賛助会員資格の有効期間は、入会承認日から起算し、3月31日までとする。
- 2 前項に定める有効期間は、賛助会員または当法人から申し出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第9条(賛助会費の返還)

賛助会員がすでに納入した賛助会費は、これを返還しない。

第10条(会員情報の取り扱い)

- 1 当法人は、保有する賛助会員が入会申込時に届出た賛助会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を講じるよう務める。
- 2 当法人は、賛助会員情報を、本人または団体の同意を得ずに当法人の活動以外の目的に利用しない。

第11条(規約変更)

- 1 当法人は、運営に必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更する。
- 2 当法人は、賛助会員規約条文の変更を行った場合、速やかに会員に告知を行う。

附則

この規約は令和2年5月1日より施行する。